平成２８年（フ）第７２９号
静岡市葵区昭府１丁目10番40号
債務者　齊藤　延樹
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　絵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６５号
奈良県橿原市久米町698番地110号室、住民票上の住所大阪府枚方市渚栄町21番６号
債務者　橋本　理一
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野さゆり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１４０８号
横浜市栄区桂町65番地２　レジデンシアⅡ103号室
債務者　平野　　準
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　勇祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１４号
長野県北安曇郡松川村5622番地33　特別養護老人ホーム　ライフ松川
債務者　太田　里美
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田明雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第８６９号
名古屋市名東区猪子石１―505　エスカーラ猪子石２Ａ、従前の住所名古屋市中川区八剱町４丁目68番地
債務者　中川　辰也
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　敏喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４１号
鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町86番地１
破産者　川原　　司
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第８８号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目28番２―302号
破産者　城戸　聖子
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
茨城県土浦市湖北２丁目９番１―234号　エスバイエル土浦
破産者　小澤　光則
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１１８３号
さいたま市見沼区深作１―12―29、住民票上の住所さいたま市見沼区大字小深作614番地15
破産者　木村　正人
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２３５号
さいたま市見沼区春野２丁目４番２―204号
破産者　内藤　　茂
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３１４号
さいたま市緑区芝原２丁目14番地14　サンタローゼ202
破産者　奈良　珠江
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３３３号
埼玉県新座市野火止５丁目29番19号
破産者　小高　芳枝
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４１５号
埼玉県戸田市喜沢南１丁目８番13―505号
破産者　高久　純子（旧姓中山）
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２１号
奈良県北葛城郡王寺町王寺２丁目11番33―50Ｃ号、前住所奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目９番27―403号、（前々住所）奈良県北葛城郡王寺町王寺２丁目７番20号
破産者　三谷　泰紀
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
岡山県勝田郡勝央町岡56―１ファーマースヒル201、住民票上の住所岡山県津山市大吉215番地７
破産者　上田　博子
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第４号
岡山県美作市下庄町783番地、前住所岡山県津山市二宮2260番地　コウヨウビルⅦ203
破産者　松本　文明
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部